

給与支払報告書(個人別明細書)の記載について

※令和7年度変更点…令和6年分所得税の定額減税について、摘要欄への記載が必要です。

◇記入に際して特に留意する事項

年号及び記載項目について毎年変更があるため、以前の様式は使用しないでください。

新・旧など生命保険、個人年金の契約に注意して控除額を記載してください。生命保険料等の支払金額は、住民税の生命保険料控除額算出の際に必要になりますので、摘要欄下の「生命保険料の金額の内訳」欄に必ず記載してください。なお、生命保険料控除額については、**1円未満の端数は切り上げ**となりますのでご注意ください。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。

令和6年分所得税の定額減税について次のように記載してください。

○年末調整をした場合 ※適用欄の最初にご記載ください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害又は同居特別障害者に該当する場合は「減税有」と追記してください。

○年末調整をしない場合
適用欄に定額減税についての記載は不要です。

控除対象配偶者または、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を記載してください。

国内に住所を有しない控除対象配偶者または16歳未満の扶養親族については、右側の「区分」欄に丸を記載してください。また、控除対象扶養親族が国内に住所を有しない場合には、以下の内容に応じて区分の欄に数字を記載してください。

- ①30歳未満または70歳以上の者・・・01
- ②30歳以上70歳未満で国外に留学している者・・・02
- ③30歳以上70歳未満で障害者・・・03
- ④30歳以上70歳未満で38万円以上送金を受けている者(生活費又は教育費)・・・04

◇扶養親族の年齢要件に注意してください。

	年齢要件
老人扶養親族(老人欄)	70歳以上(昭和30年1月1日以前生)
一般扶養親族(その他欄)	23歳以上70歳未満(昭和30年1月2日から平成14年1月1日生) 16歳以上19歳未満(平成18年1月2日から平成21年1月1日生)
特定扶養親族(特定欄)	19歳以上23歳未満(平成14年1月2日から平成18年1月1日生)
年少扶養親族(16歳未満欄)	16歳未満(平成21年1月2日以降生)

◇租税条約該当者、海外出国者について

租税条約該当者の場合	租税条約該当者の場合は、税務署へ提出する「租税条約に関する届出書」の写しを課税課へ提出していることを確認し、摘要欄に「租税条約該当者」と朱書きしてください。
海外出国者の場合	摘要欄に出国先と出国日を記入してください。また、賦課期日である令和7年1月1日に新居浜市に居住している方については、「納税管理人申告書」を課税課へ提出してください。

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)

※種別 ※整理番号 ※

支払を受ける者	住所 愛媛県新居浜市一宮町5丁目10番10号	氏名 新居浜 太郎	(受給者番号) 0000-1111-2222-3333 (個人番号) 012345678901
種別	支払金額 8,754,100 円	給与所得控除後の金額 6,778,690 円	所得控除の額の合計額 4,574,250 円
源泉徴収税額	0 円		
控除対象配偶者の有無	控除の額 380,000 円	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数 2 人
障害者の数(本人を除く)	0 人		
非居住者である親族の数	2 人		
社会保険料等の金額	986,000 円	生命保険料の控除額	68,250 円
地震保険料の控除額	50,000 円		
住宅借入金等特別控除額	95,000 円		
(摘要)			
源泉徴収時所得税減税控除済額	28,400 円	控除外額	121,600 円
新生命保険料	150,000 円	旧生命保険料	85,000 円
介護医療費保険料の金額	24,000 円		
新国民年金保険料の金額	25,400,000 円		
旧国民年金保険料の金額	25,410 円		
旧長期障害者保険料の金額	25,410 円		
5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	380,000 円		
基礎控除の額	25,410 円		
調整控除額	25,410 円		
中途就・退職	受給者生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		
就職退職	就職年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		
支払者	住所(支所)又は所在地 愛媛県新居浜市一宮町10番10号 氏名又は名称 株式会社 あかがねカンパニー (電話) 0897-55-0555		

未成年者とは18歳未満(平成19年1月3日以降生)の方です。

- 受給者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。
- フリガナは正確に記載してください。
- 通称名等、住民票と異なる氏名を記載しないでください。
- 所得金額調整控除がある場合は控除後の金額を記載してください。
- 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち非居住者がいる場合並びに16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記載してください。
- 就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合は、前職分の給与支払者、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。
- 住宅借入金等特別控除の控除申告書等を参考に区分を記載してください。
- 住…一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む。)の場合
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合
- なお、住宅の新築、取得等が、
- ・「特定取得」(特別特定取得以外)の場合は、「(特)」
- ・「特別特定取得」(「特例取得」及び「特別特例取得」含む)の場合は、「(特特)」
- ・「特例特別特例取得」の場合は、「(特特特)」
- ・「特例居住用家屋または特例認定住宅等」の場合は、「(特家)」
- を、区分の後ろに記載してください。
- ※居住開始年月日が令和5年1月1日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので記載は不要です。
- 基礎控除の額が48万円の場合は、記載不要です。
- 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和6年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。(収入金額ではなく、合計所得金額です。)なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、所得の見積額を記載してください。
- 受給者生年月日の元号については漢字で記載してください。個人を特定するために必要となりますので、必ず記載してください。
- 社印押印は不要です。

住宅借入金等特別控除に関する事項、生命保険料の支払金額欄及び16歳未満扶養親族欄については、記入漏れや記入誤りがあると、住民税に正しく適用できない場合があります。提出の際には特にご注意ください。なお、内容に不備がある場合は電話等での問い合わせや、再提出を求める場合がありますのでご了承ください。